

意見書

令和7年9月26日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経 過

令和7年9月26日に開催した令和7年度第2回三重県公共事業評価審査委員会において、県より道路事業4箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意 見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 道路事業【再評価対象事業】

1 番 いっぽんこくどう 一般国道368号 ごう 下太郎生 しもたろお

1番については、平成23年度に事業に着手し、令和2年度に再評価を行い、その後一定期間（5年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、1番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(2) 道路事業【再評価対象事業】

2 番 いっぽんけんどういちし 一般県道一志出家線 でやせん 中川原橋 なかがわらばし

2番については、平成18年度に事業に着手し、平成27年度、令和2年度に再評価を行い、その後一定期間（5年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、2番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

（３）道路事業【再評価対象事業】

３番 しゅようちほうどういちしみすぎせん むろのくち 主要地方道一志美杉線（室ノロバイパス）

３番については、平成２８年度に事業に着手し、事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業であるため、１回目の再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、３番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。今後、事業の計画的な執行を図り早期完了に努められたい。

（４）道路事業【再評価対象事業】

４番 いっばんけんどうにほんぎぎよいでんせん 一般県道二本木御衣田線

４番については、平成２３年度に事業に着手し、令和２年度に再評価を行い、その後一定期間（５年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、４番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。